

平成27年度行政事業レビューシート（厚生労働省）

事業名	保険給付に必要な経費 (年金特別会計厚生年金勘定)			担当部局庁	年金局		作成責任者		
事業開始年度	昭和17年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課		総務課長 八神 敦雄		
会計区分	年金特別会計厚生年金勘定			政策・施策名	IX-1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	厚生年金保険法第32条 国民年金法等の第一部を改正する法律附則第78条			関係する計画、 通知等	—				
主要政策・施策	高齢社会対策			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	労働者の老齢、障害又は死亡について、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するための厚生年金の給付を行う。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	被保険者・事業主が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、厚生年金の給付を行う。								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	—	—	—	—			
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—			
		予備費等	—	—	—	—			
		計	24,464,031	24,185,316	24,512,749	24,342,400	24,233,707		
	執行額		23,739,346	23,655,209	23,150,061				
	執行率(%)		97%	98%	94%				
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標 が設定できない理由 及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績				
		本経費は、被保険者期間中の保険料納付記録に基づき裁定された厚生年金の給付費であり、定量的な目標を設定できない。			被保険者期間中の保険料納付記録に基づき裁定された厚生年金を適切に給付する。 平成24年度 給付費 237,393億円 受給者 30,905千人 平成25年度 給付費 236,552億円 受給者 31,820千人 平成26年度 給付費 231,501億円 受給者 32,444千人				
	事業の妥当性を 検証するための代替的な 達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
		被保険者期間中の保険料納付記録に基づき裁定された厚生年金を適切に給付する。	年金受給者に対し着実に給付する。	実績	億円	237,393	236,552	231,501	
				目標値	億円	244,640	241,853	245,127	243,424
			達成度	%	97%	98%	94%		
	活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
		年金受給者に対し着実に給付する。		活動実績	千人	30,905	31,820	32,444	
				当初見込み	千人	30,827	31,471	32,474	33,051
	単位当たり コスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
本経費は、被保険者期間中の保険料納付記録に基づき裁定された厚生年金の給付費であり、単位当たりコストの算出になじまない。		単位当たり コスト	—	—	—	—	—		
		計算式	—	—	—	—	—		
算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	保険給付費	24,342,400	24,233,707	1人当たり給付費の減等による。					
	計	24,342,400	24,233,707						

事業所管部局による点検・改善						
項 目			評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	本事業は、法律に基づき、労働者の老齢、障害又は死亡について給付し、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としており、安定的かつ継続的に行うことが求められる必要不可欠な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を安定的かつ継続的に行うために、国の責務において実施することが必要不可欠である。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	本事業は、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上のため、法律に基づき、国の責務において実施すべき優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	厚生年金保険法に基づく被保険者や被保険者であった者等への保険給付であり、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	厚生年金保険法に基づく受給者への保険給付であり、必要な経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-		
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-		
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績はほぼ見込みどおり推移している。		
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-	-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	-		
点検結果・改善の方向性	点検結果	当該支出は、厚生年金保険法等に基づき、労働者とその遺族に対して老齢、障害又は死亡に関する給付に充てるものであり、必要性、有効性等が認められる。				
	改善の方向性	引き続き、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努めるとともに、年金受給者への給付費の支払いに支障をきたさぬように、過去の支払実績等を踏まえ、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うなどの取組を進める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	引き続き、必要な予算額の確保及び適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
1. 事業仕分け ①実施年月日・・・平成22年10月28日 ②事業番号・・・A-9 ③評価結果・・・＜枠組みのあり方(主体・区分経理)＞ 新たな制度設計の中であり方を検討 ＜資金のあり方(積立金の取扱い)＞ 新たな制度設計の中であり方を検討（年金制度の持続性や年金財政についての正直な現状分析に立って議論すべき） 2. 提言型政策仕分け ①実施年月日・・・平成23年11月23日 ②事業番号・・・B5-5 ③評価結果・・・現役世代を含む次世代に負担を先送りせず、将来も持続可能な年金制度とするためには、まずは年金の特例水準を来年度から速やかに解消していくべき。制度を長続きさせるための取組について理解を求めるためにも、人口構成、賃金、金利などの前提について、厚生労働省は、現実から目をそむけることなく、現状をもっと速やかにかつ的確に把握する仕組みを導入するとともに、その分析過程・結果をわかりやすく国民にオープンにすること。このため、年金財政計算のあり方については、社会保障審議会年金部会の検討スケジュールを明確化し、改革のロードマップについて行政刷新会議にも報告すること。なお、一体改革成案に沿って、低所得者の年金の拡充も行うべき。 ④対応状況・・・特例水準については、平成25年度～平成27年度において解消された。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	827	平成23年度	734	平成24年度	648	
平成25年度	797	平成26年度	799			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

(厚生年金法等に基づく、老齢、障害又は死亡に関して必要な給付の支払)

23,150,061百万円(平成26年度執行額)

A. 年金受給者

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	保険給付費	被保険者が老齢となって所得の減少等により生活の安定が損なわれることを防止することを目的として、原則65歳以降支給(老齢厚生年金)	23,150,061			
		疾病や負傷により障害となり、日常生活に制限を受けるような状態になった場合に、障害の程度に応じて支給(障害厚生年金)				
		被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合に、その当時生計を維持されていた妻等に支給(遺族厚生年金)				
		老齢年金の受給権を有しない者に経過的に支給する脱退一時金等の支給				
	計		23,150,061	計		0

支出先上位10者リスト
A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	年金受給者	老齢・障害又は死亡に関して必要な給付の支払	23,150,061	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					